

令和3年度指定居宅サービス 事業者実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 実地指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第23条、第24条及び吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

実施回数

吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領等により、実地指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

実地指導の結果は、次のとおりです。

※令和3年度の実地指導については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、実施時期を限定し対象サービスを絞って実地指導を行いました。

※国への報告方法と合わせ、対象事業所数の基準時点を、4月1日現在に、事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

令和3年度実地指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
居宅介護支援	96	4	4%
訪問介護	121	4	4%
(介護予防)訪問入浴介護	3	0	0%
(介護予防)訪問看護	56	0	0%
(介護予防)訪問リハビリテーション	4	0	0%
通所介護	46	0	0%
(介護予防)通所リハビリテーション	7	0	0%
(介護予防)短期入所生活介護	21	0	0%
(介護予防)短期入所療養介護	7	0	0%
(介護予防)居宅療養管理指導	0	0	0%
(介護予防)福祉用具貸与	22	0	0%
特定(介護予防)福祉用具販売	23	0	0%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	9	0	0%
介護予防支援	16	0	0%
合 計	431	8	2%

令和3年度実地指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
居宅介護支援	4/4	3	-	1
訪問介護	4/4	-	-	4
(介護予防)訪問入浴介護	-	-	-	-
(介護予防)訪問看護	-	-	-	-
(介護予防)訪問リハビリテーション	-	-	-	-
通所介護	-	-	-	-
(介護予防)通所リハビリテーション	-	-	-	-
(介護予防)短期入所生活介護	-	-	-	-
(介護予防)短期入所療養介護	-	-	-	-
(介護予防)居宅療養管理指導	-	-	-	-
(介護予防)福祉用具貸与	-	-	-	-
特定(介護予防)福祉用具販売	-	-	-	-
(介護予防)特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
介護予防支援	-	-	-	-
合 計	8/8	3	-	5

第2 文書指摘事項

1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	運営規程及び重要事項説明書等	運営規程や重要事項説明書の記載内容の不備等
第2位	介護給付費関係	基本報酬、加算等	加算要件の未実施等による介護報酬の請求等
第3位	運営基準	個別サービス計画の作成等	個別サービス計画の記載内容の不備や不足等
第4位	運営基準	具体的取扱方針等	計画に記載する内容の不足等
第5位	運営基準	秘密の保持	利用者やその家族の個人情報の使用同意不備等

2 主な指摘事項

(1) 運営基準

【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程と、重要事項説明書に記載されている内容が、一致していなかった。	
2	運営規程の必要事項(人員・設備及び運営に関する基準等)の誤記載があった。	
3	重要事項説明書の必要事項(提供するサービスの第三者評価等)の未記載があった。	

【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	訪問介護計画が居宅サービス計画に適合した内容になっていなかった。	
2	個別サービス計画の作成・変更等にあたり、解決すべき課題や利用者の心身状況の把握(アセスメント)の結果、カンファレンス(サービス担当者会議)等に基づき作成されていなかった。	

【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	サービス担当者会議について、居宅サービス計画を変更する根拠が明確に示されていないかった。	
2	居宅サービス計画に、医療系サービスを位置付ける際の手続きが不十分であった。	

【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	利用者やその家族の個人情報の使用について、文書による同意が得られていなかった。	
2	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていなかった。	

(3) 介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	通院等乗降介助	居宅サービス計画への位置づけの内容が不十分だった。	
2	特定事業所加算	算定要件である会議の定期開催や計画的な研修の実施が不十分だった。	
3	運営基準減算	定められた運営上の基準を満たしていなかった。	

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず
又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは
虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

令和3年度については、監査対象の事業所はありませんでした。